特定非営利活動法人ウェルフェアしまばら

事故発生時及び緊急時対応マニュアル

スタッフは安心安全なサービス提供を心掛けるとともに、事故発生時ならびに緊急時には適切な処置と調整、報告を行うことが出来るようこのマニュアルを作成する。
また、可能な限りその防止に努めるために、スタッフ間で積極的に気付いた点を伝え合い、連携して対応出来るよう備える。

●事故発生の予防

利用者の活動を不当に制限することなく、事故発生の予防をする。

・どのような事態においても利用者最優先の体制で業務にあたる
・情報収集（個人の生活状況、行動、健康状態、日々の記録など）
・基本的に行う支援の内容、留意点
・充分なコミュニケーションと信頼関係の構築
・支援者間の情報共有と調整
・常に「危機意識」を持つ
・自己（支援者）の健康管理

※ヒヤリハットの確認をし、特に支援が必要な利用者の留意点の共有

●安心安全の確保

スタッフは当マニュアルに従って、安全なサービス提供を心掛ける。
ボランティア受け入れ時は、利用者の安全状況を即座に確認出来ないような行為は依頼しないこととする。

また、サービス提供の際、通常と違うと気付いた点などがあった場合、スタッフ間で積極的に伝え合い、互いに連携して対処出来るよう備える。

室内の突起部等で危険な箇所には、保護材を設置する。必要に応じて随時確認と補修、増設を行う。

○緊急時対応（事故対応）

事故として次のようなものを挙げる。

けが　（パニックによる自傷や他害、その他の理由による障害等）病気（発作的症状等）失踪

利用者の１名が緊急状態になった場合、次のようなことが予想される。

・緊急対応により職員の減少
・基本的な集団行動ならびに個別対応の困難化
・異常な状態による二次的な事故や心理的不安定の誘発

上記の点をふまえ、現場スタッフのみで対応が困難だと思われる場合は、事務所待機職員や自宅待機職員等への応援要請を検討し、可能ならば対応の依頼をする。状況に応じてプログラムならびに送迎の実施・遅延・変更等を検討し、必要であれば現場責任者の確認のもとで保護者に連絡を行う。また、場合によっては保護者による利用者のお迎えを依頼する。

状況判断と対応の実施について

利用者の安全確保を第一に考える。

事故により現場対応職員も混乱状態にある可能性も十分にある為、複雑な対応策が必要となる場合には単独での判断は極力避け、児童発達支援管理責任者以下、管理者、事務職員等連絡可能なスタッフと相談をし、判断・対応を行うよう心掛ける。

●情報の収集と整理

事故発生時及び緊急時、協力医療機関等への情報提供が円滑に行われるよう、適切な情報収集と整理を行っておくこととする。個人情報の使用に関してはあらかじめ同意を得るものとする。

１　氏名、住所、緊急連絡先、家族構成など
２　病歴、既往歴、服薬や処置、その他の医療的情報について
３　日常生活状況、及び支援の概要について
４　その他、医療提供上必要と思われる事項について

○連絡時に明確にしておくこと（発生時の情報）

発生・発見日時場所（どこで）
どのような状態か（症状の概要 意識状態・呼吸・出血など）
今どのような対応をしているか（処置）これから何が必要か
そのためには、どう対応するか

○ケガ、発作、病気の場合

・応急処置

・通院の判断　　生命に関わると判断した場合は救急車を要請し、保護者にもその旨を早急に連絡する。

生命の危険はないが通院が必要だと判断した場合には保護者に連絡をとり、確認をとる。（基本は事業所対応とするが、状況によってはご家族による対応も有りうる）

※判断が困難な場合は、ご家族や管理者に相談し、指示を仰ぐ。

また、応急処置と並行して、前後の様子、顔色、脈拍等、観察の記録に努める。特に頭部の打撲の場合は、安静を促し、外傷ならびに意識レベル等についても注意して観察を行うこと。意識障害等の症状が出なかった場合でも、保護者への報告は必ず行うこと。

○失踪

・所在を見失った時刻と場所の確認、可能であれば記録

・可能な限り早急に管理者、責任者等への連絡

・初期捜索　　事故発生から30分を限度とする。

また、外出時等、当該利用者以外の安全確保が現場スタッフのみで困難な場合、近くに居合わせた人や店舗・民間等、地域に協力を求める。

・初期捜索で発見出来なかった場合は、警察に連絡し、保護照会を依頼する。

・保護照会後、管理者への報告、ならびに保護者に連絡し、保護されていない場合は捜索願の届出を保護者に依頼する。

◎警察署への伝達時に準備しておく内容

【※】は、利用者個別ファイル（事務所に保管）を参照

【●】は、当日事項

島原警察署　ＴＥＬ　０９５７－６４－０１１０

・「保護照会の依頼」という要件

・当方の事業所名

・連絡者の氏名、役職

・※利用者氏名、年齢

・●身体的特徴、服装

・※コミュニケーション能力の状態
・●失踪確認時刻、場所
・※顔写真　　（ＦＡＸでの送信が必要となる）
・※保護者氏名、連絡先　　等

○事故発生に関しての連絡時にかかる注意事項

・緊急対応時には異常事態の解消を急務とし、伝達と相談は簡潔に行うこと。

・外部への連絡ならびに報告は、基本的に児童発達支援管理責任者または管理者が行うが状況に応じては児童発達支援管理責任者または管理者に依頼を受けた者が行う。それが不可能な場合には可能な者が対応する。

・外部への連絡を依頼された者は、伝聞や見込みによる発言によっての混乱を防止するために、状態（例：発生時刻、内容としての転倒による骨折、顔面蒼白や腹部の痛みの訴え、失踪等）の報告具体的な対応方法の連絡に努める。

・保護者及び関係機関等への事故状況や事故対応策の詳細報告は、追って児童発達支援管理責任者または管理者が行う。

防災・非常災害時

①避難誘導⇒安全な場所に避難する

②利用者の怪我等、状況確認と人数確認

③安全確保（怪我の応急処置等行う）

④保護者への連絡（緊急連絡先）、利用者に関する機関全て

⑤保護者引き渡し時までの安全確保

※分担を決めておく
※連絡体制の確認
※地域との連絡を図る（医療機関）

※避難訓練を行う
※救護用具の常備設置及び点検

特定非営利活動法人ウェルフェアしまばらの避難所

１、　島原復興アリーナ

２、　島原市安中公民館

３、　島原市新湊避難所

以上